

外国特許トピックス

2019年11月

特許業務法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

シンガポールの特許審査における外国ルートの廃止

シンガポールにおいて、2017年特許法改正に基づき特許審査の外国ルートは2020年1月1日以降の出願から利用できなくなります。今回はシンガポールの特許審査オプションの概要と外国ルートの廃止を紹介します。

1. シンガポールの特許審査オプションの概要

シンガポールの特許審査は大別すると、国内ルート、混合ルート、および外国ルートの3ルートになります。

国内ルートは、シンガポール知的財産庁(IPOS)に調査請求および審査請求を行います。調査と審査を別々に請求する場合と、これらを同時に請求する場合のどちらかを選択できます。混合ルートは、IPOSに調査請求せず対応出願が特定の国の場合その調査結果または国際出願の調査結果を利用して審査請求のみ行います。

外国ルートは、対応出願が特定の国の場合その最終調査・審査結果または特許性に関する国際予備報告書(IPRP)が肯定的な見解であることを条件にこれを利用してIPOSに補充審査請求を行います。補充審査では、新規性、進歩性等の判断は行われず特定の国の調査・審査結果が利用され、IPOSは形式的要件の審査のみ行います。外国ルートは庁費用が発生せず比較的容易に特許取得できるため、最も多く利用されています。

ルート	調査庁	審査庁	手続き期限 (優先日から)	庁費用 (日本円 換算)
国内ルート	シンガポール	シンガポール	13ヶ月 → 36ヶ月 → 54ヶ月	約 240,000 円
	シンガポール	シンガポール	調査請求 + 審査請求	約 155,000 円
混合ルート	シンガポール 以外の 特定の国	シンガポール	特定国調査結果に基づく審査請求	約 108,000 円
外国ルート	シンガポール 以外の 特定の国	シンガポール 以外の 特定の国	補充審査請求	0 円

※特定の国: 豪州、カナダ(英語出願のみ)、日本、韓国、英国、米国、欧州(英語出願のみ)、ニュージーランド

※庁費用は、審査請求費用において20クレームを超えると超過1クレーム毎に約3,200円が加算されます。

2. 外国ルートの廃止

外国ルートの廃止は、シンガポールがASEAN諸国の知的財産出願ハブになるため国内の審査制度整備・強化および権利の質の向上を目指す取り組みの一つです。すなわち、2014年特許法改正で、既存の審査請求制度(通常審査請求と修正審査請求の併存)のうち修正実体審査について、他国の審査結果が否定的な見解であっても出願人が自ら特許性があると判断すれば登録できる自己査定型から、肯定的な見解を得たもののみ登録できる肯定的結果に基づく特許付与型に変更し、また、他国の審査結果が肯定的な見解でもIPOSが実体審査を行わないことで国内特許法では本来登録が認められない発明が登録されるという状況を解消するために形式的要件を審査する補充審査請求を導入し、審査制度を整備しました。そして2017年特許法改正において、IPOSが全ての実体審査を行うことでシンガポールにおいて付与される全ての特許が国内の特許要件に適合しこれをより良く満たすことを確実にする目的で、外国ルートを廃止することにしました。

IPOSは多くの出願人が外国ルートを選択している現状を考慮し、出願人が外国ルート廃止に対する調整を行うため十分な時間を確保できるように当初予定していた2017年1月1日から3年延期し2020年1月1日より廃止としました。外国ルートを利用できなくなる出願は以下のとおりです。

- ①出願日が2020年1月1日以降のシンガポール国内出願
- ②国際出願日が2020年1月1日以降のシンガポール移行出願
- ③分割出願日(出願受理日)が2020年1月1日以降のシンガポール分割出願

外国ルートの利用を予定されている場合は、2019年12月31日までに出願手続きをお済ませください。

《続報/2019年1月 外国特許トピックス「各国 PPH の進捗(ブラジル、インド、ベトナム)」》

日本-インドの PPH 試行開始の合意文書へ署名が行われました。申請受付は2019年12月5日から開始予定です。試行期間は3年間、インドへの申請は特定分野に限定され、申請件数は年間100件まで、1出願人あたりの申請件数上限は現時点で未定です。インド特許意匠商標総局によるガイドライン発表はこれから行われるようですので、インド出願の PPH は、発表内容を確認してからの申請をお勧めいたします。 以上